

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I. 五條市の特性

1) 五條市の広域的な位置・交通

五條市は、紀伊半島のほぼ中心に位置し、奈良、伊勢、大阪、和歌山・高野、十津川・熊野などの各方面と街道を通してつながりを有してきた。

広域的な幹線道路として、国道24号、168号、310号、370号が通るほか、京都・奈良・和歌山を結ぶ京奈和自動車道が一部供用された。

鉄道は、JR和歌山線により大阪市、奈良市、和歌山市の各方面へと結ばれている。

2) 自然

本市北部は金剛生駒紀泉国立公園、東部は吉野熊野国立公園に指定されている。

四季折々の美しい姿を醸し出す山々、吉野川、熊野川等の清らかな水が流れる河川等、恵まれた自然環境を有している。

3) 地形

本市北部は、金剛山の麓、丘陵に囲まれた田園地帯が広がり、南部は山あいの果樹栽培地から次第に森林に囲まれた山岳地帯へと続いている。

水系は天辻峠を境に北部は紀ノ川水系に、南部は新宮川水系に属する等広大な市域にあって、自然条件に多様性を有している。

地質は、西南日本の中軸部には中央構造線と呼ばれる長大な断層線が日本列島の長軸方向に沿って走っており、奈良県内ではこの線が吉野川の北方をほぼ東西の方向で通過しているため、その外側（太平洋側）に相当する吉野郡地域は地質構造上西南日本外帯と称される部分に属している。本市付近の地質を見ても、段丘性堆積物が発達し、また吉野川に沿った低地部では沖積層が発達し、未固結の礫・砂・泥からなっている。

4) 気候

本市北部は比較的温暖であるのに対して、南部は標高が高いため、夏季でも冷涼な気候となっている。降水量は夏季に多く、9月の台風と6、7月の梅雨期に特に多くなっている。南部地域では冬季は寒冷で、山地では降雪となる場合が多く、東南の山地に進むに従って降雪量が一般に多くなっている。

【1】地域の災害リスク

(1) 洪水・浸水災害リスク

五條市ハザードマップによると、紀の川（吉野川）や新宮川（熊野川）の氾濫により、沿川に大規模な浸水被害が想定されている。特に、五條市中心部において、紀の川（吉野川）の氾濫により10メートル程度の浸水が想定されている。

(2) 土砂災害リスク

五條市ハザードマップによると、大雨や地震による土石流、がけ崩れ、地滑りなど、土砂災害が想定される土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域が市内の広範囲に渡り存在している。山間部が多いことから、想定される区域も多く、災害が各地で発生する恐れがある。また土砂災害発生区域に道路が面している区域も多く、道路が寸断され交通網に影響がでることも予想される。

(3) 地震災害

地震災害：第2次奈良県地震被害想定調査報告書

奈良県が平成16年度に公表した「第2次奈良県地震被害想定調査報告書」によると、五條市に影響を及ぼす内陸型地震は、以下のとおり想定されている。

・内陸型地震（中央構造線断層帯想定）

想定項目	被害予想
最大震度	震度6強
建物被害	全半壊 4,358棟
人的被害	死傷・負傷者 606名
火災被害	出火・消失 146棟
断水世帯	12,085世帯
電気使用不可	12,488世帯
避難人口	発生直後10,275人、1週間後13,918人

※令和4年10月末の全世帯数は13,363世帯

（4）感染症

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、五條市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあり、新たな感染症に向き合う事を前提にした体制づくりが必要である。

【2】商工業者の状況

- ・事業所数 1404事業所
- ・商工業者数 1219事業所
- ・小規模事業所数 988事業所

農業は市の北部において、林業は南部において重要な産業となっており、特に農業は国営総合農地開発事業の実施により、全国でも有数の柿の生産地となっている。

工業は製材、機械製造、プラスチック製品製造が中心であり、「テクノパーク・なら」等への企業誘致が進んでいる。

商業においては、JR五條駅周辺商店街や幹線道路の商業施設が中心であるが、全体として購買力は伸び悩んでおり、地域外に流出してしまっている。

【3】これまでの取組

① 五條市の取組

- ・五條市地域防災計画の策定、洪水・土砂災害ハザードマップ及びため池ハザードマップ作成
- ・指定避難所及び指定緊急避難場所の選定・整備・資機材の配備
- ・防災知識の普及
- ・防災教育・訓練の実施
- ・復旧用資材等の点検・整備
- ・新型コロナウイルス感染症に対するワクチン接種実施
- ・新型コロナウイルス対策補助金の創設
- ・奈良県と連携し、大規模防災拠点整備を本格化
- ・新宮川水系流域治水協議会及び紀の川水系流域治水協議会との連携

② 五條市商工会の取組

- ・事業所BCPに関する国の施策の周知
- ・奈良県火災共済協同組合などの損保取扱機関との連携及び損害保険への加入促進
- ・五條市が実施する防災訓練の周知、参加協力

II. 課題

- ・災害の種類やリスク情報、発災時の対応方法等が、全ての事業者に浸透していない。

- ・緊急時の取り組みについて、五條市商工会と五條市との間における連携体制の整備が不十分。
- ・災害に関する保険や共済制度が十分に活用されていない。またそれらを助言する職員が育成されていない。
- ・感染症対策を進めているが、体調不良者・濃厚接触者の出社基準やバックアップ体制、リモートワーク設備の整備、感染拡大時に備えたマスクや消毒液等の衛生品の備蓄が不十分。

III. 目標

発災時の円滑で確実な対応による被害の縮小化、継続性の確保を目標とし、以下に取り組む。

- ①災害対応知識の蓄積及び共有、備えの充実
- ②五條市商工会と五條市との間における連携体制の強化
- ③被災者救済制度の浸透及び活用促進

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間

令和5年4月1日～令和10年3月31日

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

< 1. 事前の対策 >

- ・五條市商工会では、多発する自然災害など、様々な経営リスクから企業を守り事業継続を支援する。
- ・今回作成する本計画書を基に、災害時に混乱なく応急対策などに取り組めるようにする。

1) 事業継続計画（五條市商工会）の作成

- ・五條市商工会は、今後5年以内に事業継続力強化計画の作成をする。

2) 五條市商工会と五條市における体制整備

- ・発災時における五條市商工会と五條市における役割分担や連絡体制を整備する。
- ・五條市商工会及び五條市等が共同して、発災時の情報伝達や対応行動等に係る訓練を行う。

3) 災害リスクの周知、備えの強化

- ・自然災害等発生時に、五條市内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・五條市商工会と五條市は被害状況の確認方法や被害額の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・五條市商工会と五條市が共有した情報を、奈良県の指定する方法にて五條市商工会又は五條市より奈良県へ報告する
- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・会報や五條市広報紙、ホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCPに向けた取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続への取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。

- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、国のガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。
- ・その他、役職者不在時の代行など6要素と呼ばれる項目の事前準備対策の必要性に関する周知を行う。

4) 関係団体等との連携

- ・連携する損保会社や奈良県商工会連合会へ専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険や生命保険、傷害保険等の紹介等を実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、奈良県や五條市が実施するセミナー等への積極的な出席を行う。
- ・感染症に関しては、今後の予測は難しいため、リスクファイナンス対策として各種保険の紹介なども実施する。

5) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCPの取組状況などを確認する。
- ・五條市商工会と五條市の間で定期的に情報交換や協議を行う。

< 2. 発災後の対策 >

- ・自然災害や新型インフルエンザ（感染症）等による発災時には、人命救助が第一に、下記の手順で五條市内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後速やかに職員の安否確認や、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等把握し、五條市商工会と五條市で共有する。
- ・県内感染者発生後には、保健所の指示等により職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、五條市における感染症対策本部設置に基づき感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・五條市商工会と五條市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ・多くの職員が被災した場合は、勤務可能な人員を確保し、緊急の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、1週間以内に情報共有する。

（被害規模の目安は以下を想定）

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・五條市内150件程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・五條市内15件程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内15件程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内5件程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。

ほぼ被害がない	・目立った被害の情報がない。
---------	----------------

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

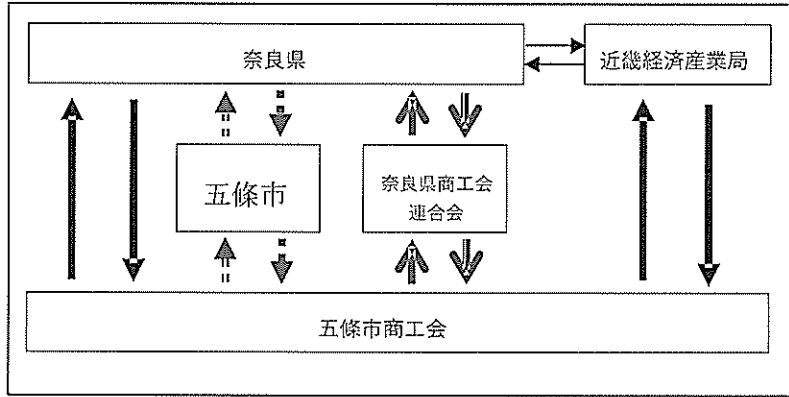
- ・本計画により、五條市商工会と五條市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発生後～1週間	1日に2回共有を行う
1週間～4週間	1週間に2回共有を行う
4週目以降	必要に応じて随時共有を行う

- ・五條市でとりまとめた地域防災計画をふまえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・自然災害等発生時に、連絡体制に基づき五條市内の小規模事業者の被害情報の迅速な確認を行う。
- ・五條市商工会と五條市は被害状況の確認方法や被害額の確認を行う。
- ・感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、五條市商工会と五條市が共有した情報を奈良県の指定する方法にて五條市商工会又は五條市より奈良県へ報告する。



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

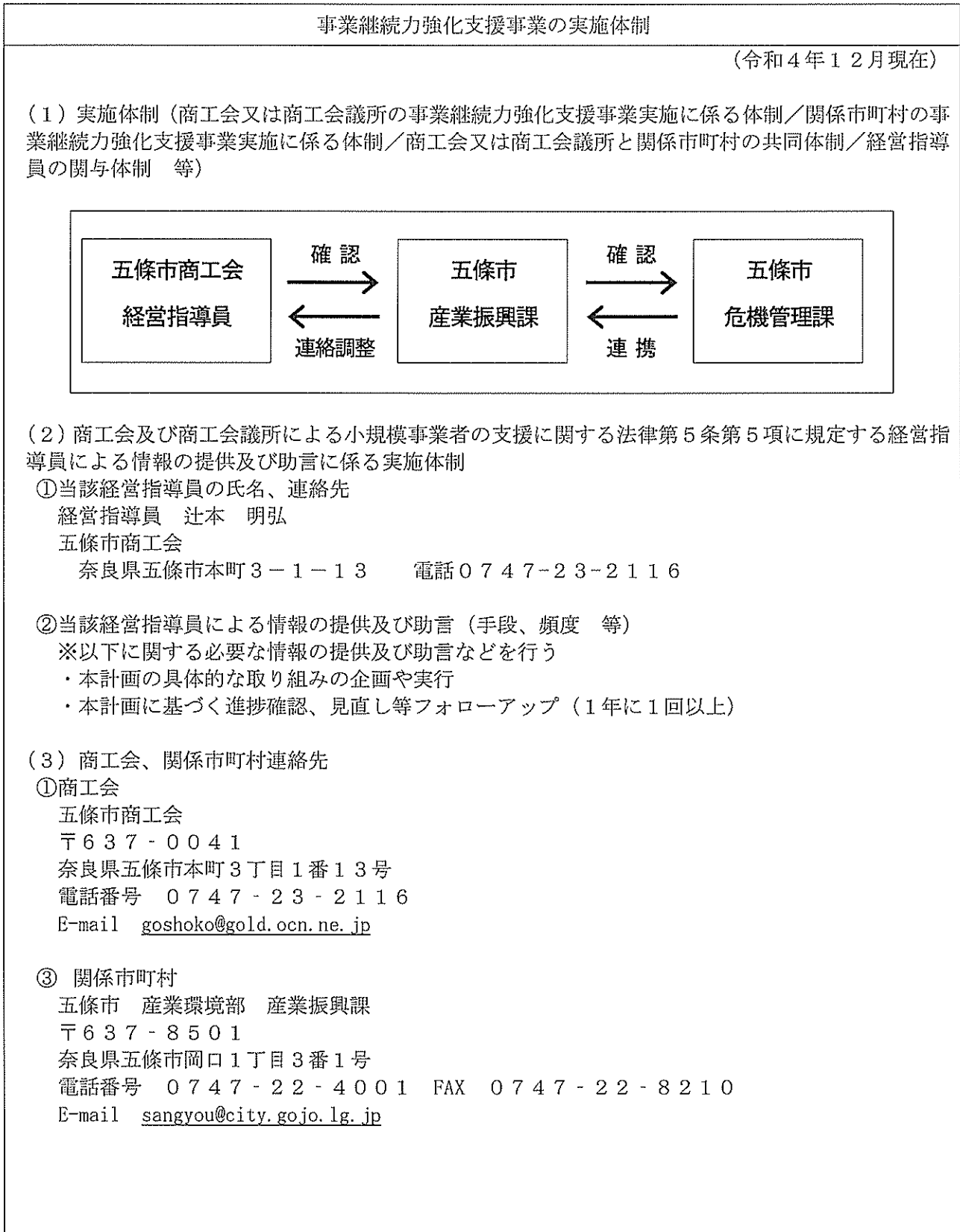
- ・相談窓口の開設方法について、五條市と相談する。(国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。)
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・五條市内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策(国や都道府県、市町村等の施策)について、五條市内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・奈良県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を奈良県等に相談する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
必要な資金の額	150	150	150	150	150
・ 専門家派遣費	45	45	45	45	45
・ 感染症対策費	5	5	5	5	5
・ パンフ、チラシ 作成費	100	100	100	100	100

調達方法
会費収入、五條市補助金、奈良県補助金、事業収入 等